

# 明石市立大久保北中学校西プレハブ棟賃貸借(長期継続契約)

## 仕様書

### 1. 所在地

明石市大久保町大窪 2030 ほか

地域・地区 第1種中高層住居専用地域 第2種高度地区 法22条地域

敷地面積 23,944.00 m<sup>2</sup>

### 2. 賃貸借建物

用途 中学校

軽量鉄骨造2階建1棟及び付属設備一式(※接続は建築基準法上、別棟とする。)

1階床面積 約190.96 m<sup>2</sup> 2階床面積 約190.96 m<sup>2</sup> 延床面積 約381.92 m<sup>2</sup>

1階 普通教室2室、昇降口、階段室

2階 普通教室2室、階段室

使用材料はすべて新品とする。

### 3. 賃貸借期間

2027年(令和9年)3月25日から2032年(令和14年)2月29日まで。

賃貸借建物の竣工及び引渡し期限は、2027年(令和9年)3月24日とする。

賃貸借期間終了後は、明石市へ無償譲渡とする。

### 4. 支払方法

(1)前払い なし

(2)月額賃貸借料 各四半期終了後、翌月に請求することができる。

第1四半期 4月から6月まで

第2四半期 7月から9月まで

第3四半期 10月から12月まで

第4四半期 1月から3月まで

ただし2032年(令和14年)1月分及び2月分に限り、翌3月に請求できる。

### 5. 賃貸借建物の契約不適合および保守

賃貸借建物に契約不適合および故障等の異常が認められた場合は、賃貸者の責任をもって補修または取替えること。使用中の雨漏り、台風、火災等による破損には、直ちに責任をもって復旧対応に努めること。これに要する費用は賃貸者の負担とする。

## 6. 損害保険

賃貸者は賃貸借建物に損害保険等（地震保険を除く）を付保し、明石市に契約書の写しを提出するものとし、これに要する費用は賃貸者の負担とする。

## 7. 賃貸借建物の所有

賃貸借建物及び付属物件は全て賃貸者の所有建物とすること。第三者所有物件の転貸は認めない。

## 8. その他

- (1) 賃貸借建物に対する公租公課その他一切の賦課金は、賃貸者が負担する。
- (2) 契約仕様書に記載がない事項及び疑義が生じたときは、明石市契約規則及び明石市工事請負契約約款によるほか、明石市と協議の上、定めるものとする。
- (3) 明石市が必要であると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合、契約解除に伴う賃貸借料の精算額を明石市は賃貸者に支払うものとする。その精算額は、明石市と賃貸者で協議して定める。

### A 一般注意事項

#### 1) 仕様及び施工方法の決定にかかる優先順位

- ①明石市指示事項
- ②本仕様書
- ③設計図面

※メーカー仕様以外の部分については、下記に準じる。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和7年版）」

#### 2) 賃貸借建物の建物仕様等の確認と提出物について

- (1) 賃貸者は契約後、賃貸借建物の施工に先立って下記図面等を速やかに明石市に提出し、承諾を得た上で、申請または施工に入ること。

○仮設計画図、全体工程表、月間工程表（月始）

※明石市の承諾後、学校及び必要とする敷地内関係各所にも提出する。

○配置図、平面図、立面図、断面図

※明石市の承諾後、申請業務に入る。

特に賃貸借建物の配置（既設管理棟及び屋内運動場からの寄り寸法）については、明石市の承諾を得る。

○普通教室断面詳細図（X軸Y軸方向）、仕上表

○施工図及び施工計画書（既設埋設管迂回工事）

※施工計画書には、停電計画書・断水計画書等を含む。

※明石市の承諾後、施工に入る。

- 施工図（外構）
    - ◎昇降口（ポーチ）改修図面（レベル検討含む）
    - ◎屋内運動場正面玄関前ポーチ及び側溝改修図面
    - ◎新設スロープ図面（手摺詳細図含む）
  - 施工図（外部建具、内部建具、スクールパーテーション）
  - 備品詳細図（靴箱、教師棚、背面棚、掃除用具入れ、黒板2種）固定方法記載
    - ※学校への仕様の確認後に、明石市に施工図または商品カタログを提出する。
  - 施工図（手摺）
    - ※対象手摺は明石市との協議による。
  - 施工図（コンセント配置図）
    - ※学校への確認後に、明石市に提出する。
  - 設備図（電気設備、機械設備）
    - ※屋外図も作成し、給排水・電気等の接続場所を明示する。
  - 防犯センサー配置図
    - ※防犯センサー（線型・扇型）の設置箇所を明石市及び学校と協議し、承諾を得る。
  - その他、明石市の求めるもの
- (2) 工事（完成）写真
- A 4版工事写真帳1部（データCD共）
    - ※工種ごとに整理し、撮影場所・日時を記入する。（着工前・竣工時・工事中）
    - ※デジタル写真（カラー、100万画素程度、1200×900pix程度、JPEG）
    - コピー用紙68g/m<sup>2</sup>（記録紙は裏写りがなければ両面印刷可。）
- (3) 完成図面データ一式（JW-cadデータ及びPDFデータ）（CD媒体）
- (4) 計画通知（確認済証、検査済証の写しを含む）にかかる書類データ一式（CD媒体）
- 日影規制にかかる事項、延焼のおそれのある部分にかかる改修が生じる場合については、明石市と協議しながら進めること。また、改修に要する費用は賃貸者の負担とする。
  - 点字ブロックを適切な箇所（階段、エレベーター、出入口、スロープ等）に設置すること。

### 3) 発生材の処理

- 廃棄物の撤去・運搬・処分に要するすべての費用は、全て賃貸者が負担するものとする。解体工事の事前アスベスト調査にかかる費用、アスベスト廃棄物の撤去・運搬・処分・必要な手続きに要する費用も同様とする。
- 処分材（残土含む）を構外へ搬出する場合は、関係法令などに従い適切に処理すること。なお、建設廃棄物の運搬・処分は許可を受けた業者とする。また、建設廃棄物はマニフェストにより適正な運搬・処分を管理するとともに、運搬・処分に係る契約書の写し、運搬・処分に係る許可証の写し及びマニフェストの写しを明石市に提出すること。残土については計量伝票の写しを提出すること。

○建設副産物の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、再生資源利用（促進）（計画・実施）書を作成し明石市に提出のこと。なお、建設リサイクル法の対象となる場合に限る。

#### 4) 工事場所の安全管理

- 現場監理にあたっては、明石市・学校・敷地内関係各所と工程・仮設計画・安全管理等について十分協議を行うこと。学校行事・授業等、学校運営に配慮すること。
- 施工に際しては建築基準法等法令を遵守し、誠実に施工すること。また労働安全衛生法に基づき、労働の安全・衛生及び整理整頓・公害防止・周辺への配慮など、現場の安全管理に常に万全を期するものとする。
- 工事の作業時間は原則午前 8 時半から午後 6 時まで（学校と要調整。入退場・準備・片づけ等を含む。）とし、土曜日、日曜日及び祝祭日は原則として作業を行わない。
- 工事中は賃貸者の責任者を常駐させること。また警備員 1 名を常時配置とする。主要資材搬入時など工事車輛の通行が特に増加する場合は警備員の人数を追加して配置し、児童生徒・関係者の安全確保等安全管理を徹底すること。
- 工事車輛は協議により定めた駐車スペースを使用すること。また、運搬車の積載荷重は厳守すること。
- シンナー等の管理については、工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また自動車に搭載した状態で車輛を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
- 火気を使用する場合は、適切な消火設備・防災シートなどを設けると共に、火気の取り扱いには十分注意すること。
- 仮設の転倒・飛散防止対策を十分に行うこと。（台風等、暴風雨の際には特に注意。）
- 年末年始等の長期休工時は、警備計画書を提出すること。

#### 5) 一般的損害について

賃貸借期間開始前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、賃貸者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち賃借者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借者が負担する。

#### 6) 第三者に及ぼした損害について

- 工事の施工について、第三者に損害を及ぼしたときは、賃貸者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち賃借者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借者が負担する。
- 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、賃借者がその損害を負担するものとする。ただし、その損害のうち工事の施工につき賃貸者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、賃貸者が負担する。
- 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、賃貸者及び賃借者は協力してその処理解決に当たるものとする。

## 7) 官公庁その他への手続き

○賃貸借建物の建設にあたって関係法令を遵守し、法に基づく申請（計画通知・許可申請・完了検査等、都市計画法、その他関連法令の許認可申請等）は賃貸者で行い、それに要する手数料は賃貸者の負担とする。

上記のうち、建築基準法にかかる手続きについては明石市建築安全課と協議すること。

○警察・消防署・労働基準監督署その他工事の施工に必要な官公庁への手続き、その他手続きは遅延なく行うと共に、これに要する費用並びに法令上必要な対処、原形復旧等は賃貸者の負担とする。

○官公庁と協議等を行った場合は、必ず議事録を作成し提出すること。

## 8) 法定点検について

賃貸者は下記点検完了時に、報告書を明石市にも提出する。

- ・「消防用設備等点検」
- ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく点検

## 9) 高圧受変電設備について

同校高圧受変電設備の負荷容量について、既設校舎と賃貸借建物の負荷容量総計調査を行い、報告書を提出する。賃貸借建物使用開始後の高圧受変電設備負荷容量の不足が見込まれる場合には、改修プラン及び改修工事費見積書を提出する。

※上記の負荷容量総計調査報告書の提出期限：令和8年8月31日

改修プラン及び改修工事費見積書の提出期限：令和8年9月10日

## 10) 防犯センサーについて

賃貸借建物引渡し期限までに、賃貸借建物内の防犯センサーの増設工事を完了する。（センサー1～2台程度新設、及び職員室の既設操作パネルへのつなぎ込み（要学校協議）。なお、センサー機器一式の増設及び配線工事費用、また令和9年3月分のセキュリティサービス費用は本業務に含むものとする。

また仮設工事着手までに、屋内運動場西玄関の操作パネル（1箇所）を屋内運動場正面玄関へ移設し、賃貸借建物竣工時の復旧を行う。これに関する配線工事またその他の費用も本業務に含む。

本項目に関しては、セコム株式会社明石支社と調整を図ること。

## 11) 敷地内既設埋設配管の迂回工事について

賃貸借建物建設場所について下記既設埋設配管等の事前調査を行い、既設埋設管の現況図面、配管迂回工事の計画図面（設計図面）、施工計画書を明石市に提出し、承諾を得てから施工を行う。

- ・電気設備配管・配線（弱電含む）
- ・給排水設備配管
- ・ガス配管

※停電・断水を伴う作業がある場合は、明石市及び学校と協議の上、施工計画を立てる。

## B 建築工事仕様書

### 1) 室内空気汚染対策

- 建築基準法第 28 条の 2 の規定により、ホルムアルデヒド発散建築材料として国交省告示で定められたものを屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品又は同等品以上とする。接着剤に含まれる可塑剤は難揮発性とする。
- 賃貸借期間開始前にVOC測定を行い、合格すること。  
測定方法：(株)オービス測定バッジによる簡易測定又は同等の測定方法  
測定物質：ホルムアルデヒド トルエン キシレン パラジクロロベンゼン  
エチルベンゼン スチレン  
測定箇所数：全居室各 1 箇所（合計 4 箇所）

### 2) 仮設工事

- 仮囲い
  - ◎フェンスバリケード (H1, 800)  
※昇降口前及び屋内運動場玄関前は学校及びコミュニティセンターと協議の上、生徒及び屋内運動場利用者が安全に通行できる位置にフェンスバリケードを設置する。
  - ◎掘削土の仮置き場等は、飛散防止シートを設置する。
  - ◎外壁足場の北面及び東面（既設建物側）は防音シート養生を行う。
  - ◎正門横のくぐり戸は、工期内に学校利用者に開放する（明石市と要協議）。
  - ◎正門付近の側溝内及び正門土間下埋設の生徒通行用自動感知設備の配線の養生を行う。
  - ◎正門付近の記念樹（ソテツ）及び記念碑の養生を行う。
  - ◎西門付近の倉庫への教職員の出入り（ゴミ搬出時）が可能な仮設計画を行う。
- 工事用電力は外部からの引き込みとし、これに要する費用は賃貸者の負担とする。  
工事用水道は無償提供とする。掘削着工時には大阪ガス(株)に連絡すること。
- 仮設物の撤去  
工事完了時には構内設置の工事仮設物を完全撤去し、付近の清掃地均しを行い、原形復旧を行うこと。
- 支障物の撤去  
施工に際して、現状工作物等が支障になるもの（地下埋設物を含む）については、撤去及び処分し、もしくは原状に復するものとし、その費用は本業務に含む。

### 3) 土工事

- 埋戻し・盛土の種別 根切り土の良質土もしくは購入土
- 本敷地内の地盤は、学校新築時の地盤改良土を想定する。

### 4) 地業工事

- 捨てコンクリート t50 以上
- 地耐力は、標準貫入試験の結果に基づき基礎を検討すること。実施設計時に標準貫入

試験を行い、調査の結果、基礎の構造変更となる場合は別途変更協議とする。基礎の構造計画には、過去工事のボーリングデータを参考にすること。

#### 5) コンクリート工事

- 設計強度 構造計算書による。
- 工場選定 J I S 表示許可工場
- 種別 普通ポルトランドセメントとする。

#### 6) 鉄筋工事

- 基礎 構造計算書による。

#### 7) 本体プレハブ工事

- 防錆塗装 錆止め塗装の上、見掛け EP-G 塗
- 構造体等 構造計算書による。(重要度係数 1.25)
- 屋根  
ガルバリウム鋼板 t0.6 以上 折板 H88 片流れ 無機質充填フォーム t4.0  
グラスウール t100(10kg/m<sup>3</sup>)
- 外壁  
窯業系サイディングボード t16 以上(装飾品)金具止め工法 透湿防水シート共  
目地変成シリコン系シーリング グラスウール t50(10kg/m<sup>3</sup>)
- 床 1階: RC-40 t100 ポリエチレンフィルム t0.15  
土間コンクリート t150 D10@200 シングル レベリング材  
2階: デッキプレート t1.6 コンクリート山上 t50  
ワイヤメッシュ φ2.3×100×100 レベリング材

#### 8) 建具工事

- 全ての外部建具及び内部建具に指詰め防止機能を備える。ガラスは原則学校用強化ガラス t4.0 とする。
- 全ての外部建具及び内部建具は、有効開口寸法 W850 以上を確保する。ただし、図面に寸法明記がある場合には図面寸法を優先する。
- 外部建具  
耐風圧 S-3、気密性 A-4、水密性 W-3 以上のアルミサッシ (はずれ止付)  
普通教室窓高 1階窓下枠: FL+950 2階窓下枠: FL+1,100
- 鍵 マスターキー合せ ※要学校調整
- スクールパーテーション (メーカー仕様)  
前後出入口の物見窓 (W500×H200 窓下端 FL+1,440) 及び欄間窓のみ透明ガラス  
その他型板ガラス ガラリ付扉
- 延焼ラインにかかる部分の既設校舎窓改修を行う。

#### 9) 内装工事

- 断熱性能 省エネ適合判定による。
- 各普通教室の廊下側及び区画壁は 114 条区画の耐火構造とする。区画壁は小屋裏また

は天井裏までとし、区画壁を貫通する配線及び配管は大臣認定の区画処理を行う。

○天井 LGS 下地 化粧石膏ボード t9.5

○内壁

◎共通

LGS 下地 石膏ボード t12.5 ビニルクロス貼 ビニル幅木 H75

◎普通教室前後壁

掲示クロス貼 ビニル幅木 H75

○床 共通 複層ビニル床シート貼 t2.0

○木部塗装 EP-G 2 回塗り

○カーテン

◎日除カーテン（普通教室 4 室南面）

SUS 製シングルレール（D型 召合せ幅 300）、カーテンボックス共

○室内各備品（図面・仕様書に記載された備品は本賃貸借契約に含む。）

◎普通教室（各教室の収容人員は、教師を含め 42 人とする。）

・教室前面用曲面黒板（W4,500 H1,200 程度）壁補強含む。

・教室背面用平面黒板（W2,700 H900 程度）壁補強含む。

※黒板の寸法は、既設南プレハブ棟普通教室に準じる。

・教師用棚（W750 D500 H1,500 程度）上部引違ガラス戸、下部引違戸

・背面棚（H1,200 各ボックス W400×H330 程度 A 4 タイプ）壁固定

・掃除用具入（W500 D500 H1,800 程度）壁固定

※教師用棚・背面棚・掃除用具入は原則的に全てスチール製とする。

※学校に備品詳細図と室内レイアウトの確認を行い、その後明石市に提出する。

◎昇降口

靴箱（W900×D300×H1,700 程度、3 列×8 段）2 台/クラス×4 クラス スチール製

※固定方法及び設置位置は学校と協議し、施工図に固定方法を明記する。

## 10) 樋工事

○軒樋 塩ビ製 W120 落し口 SUS ストレーナー

○豎樋 カラーVP 75φ

○雨水排水 直近の側溝に排水すること。

## 11) 雑工事

○室名札 各普通教室 1 箇所（合計 4 箇所）

○足ふきマット 昇降口 L1,800×W600 細目 SUS 製ノンスリップ 排水機能共

○手摺 手摺子@100 以下、下向エンドタブ

※G L（F L）と下弦材との隙間、取合いの隙間に注意した設計とすること。

※施工図提出

## 12) アスファルト工事

密粒度アスコン A-5-15, RC-40(150), PK-3, AS-50

## C 設備工事仕様書

### 1 電気設備工事

#### 1) 幹線設備

- 既設屋外キュービクルより賃貸借建物の電気工事一式(配管・配線共)を行う。また、この施工に際する、キュービクルの改修工事を含む。
- 分電盤を設置し、各回路の電気容量を考慮したうえで、普通教室系統・その他は回路を分けること。なお分電盤については、鍵付とする。
- 賃貸借建物の各電源ブレーカのトリップ値については、電気容量を計算のうえ判断すること。又、賃貸借建物内各室の設備配置図及び配線結線図を作成の上、工事着手前に提出すること。

#### 2) 動力設備

- 分電盤以降、空調機等への3相電源の電気工事一式(配管・配線共)を行う。
- 管理棟職員室へ空調機用集中リモコン(各室ごとに入/切制御が行えるもの)を設置のこと。

#### 3) 電灯コンセント設備

- 照明器具(非常照明・誘導灯含む)及びコンセント等の電灯設備に係る電気工事一式(配管・配線共)を行う。なお各普通教室における必要照度については、500ルクス以上を目安とし、普通教室においては、1室あたり9灯(黒板灯除く)の照明配置とする。その他の場所における照度は、JIS Z 9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
- コンセントについては、各普通教室5個程度の設置とし、廊下等の共用部におけるコンセント数及び各コンセント配置については、受注確定後、明石市及び学校との協議により決定するものとする。
- 各コンセントにおける回路分けについては、受注確定後、明石市との協議により決定するものとする。見積もりにあたっては、コンセント2~3個程度で1回路とし、計画すること。
- 屋外に設置の機器は防湿型とし、賃貸借建物の出入口及び外壁の各面には、屋外灯(タイマー共)を設置する。外壁の各面に設置する照明は賃貸借建物周囲(管理棟および屋内運動場の昇降口付近を含む)の通路の照度を確保することを目的としており、これに適した機器を設置すること。

#### 4) 火災報知設備

- 消防法に準じて施工する。
- 既設の職員室受信機(BVF3350H)を撤去し、受信機を新設する。新設受信機は既設同等品以上とし、地区窓数は60窓以上とする。既設配線・接続機器を確認し、既設同等の機能を持たせること。
- 新設受信機より賃貸借建物への配管配線及び各機器類を施工する。

○火災信号の移報が必要な場合、適切に移報できるよう必要に応じて受信機にリレー増設等の改修を行うこと。

## 5) 放送設備

- 消防法に基づく非常警報設備は収容人員に関わらず、放送設備を設けること。
- 非常放送設備設置に係る電気工事一式(配管・配線共)を行う。(既設非常放送用アンプは、管理棟2F職員室内に配置)
- 既設非常放送用アンプ (FS-991 15局) の回路が不足しているため、既設アンプの撤去・更新を行う。新設アンプは既設同等品以上とし、局数は20以上とする。既設配線・接続機器を確認し、既設同等の機能を持たせること。
- 一般放送設備設置に係る電気工事一式(配管・配線共)を行う。(既設一般放送用アンプは、管理棟2F職員室内に配置)
- 既設一般放送用アンプの放送区分を再編し、プレハブ棟の放送区分を設けるよう改修を行う(要学校協議)。職員室に設置のマイクから賃貸借建物に一斉放送ができるように施工のこと。

## 6) 構内情報網設備

- スイッチングハブ、及び情報受口等の設置及び、配管配線工事一式を行うこと。
- LAN(cat. 5E)配線長が100m以上となる場合は、中継HUBを設けLAN配線を行う、もしくは光ファイバーに変換し、配線を行うこと。
- 管理棟既設端子盤内の既設スイッチングハブより賃貸借物件端子盤間の配管配線を施工する。
- LAN受け口(cat. 5E)は、普通教室に各1か所(計4か所)とする。
- GIGAスクール
  - ◎無線LAN関連
    - ・スイッチ、及び情報受口等の設置及び、配管配線工事一式を行うこと。
    - ・LAN(cat. 6A)配線長が100m以上となる場合は、中継スイッチを設けLAN配線を行う、もしくは光ファイバーに変換し、配線を行うこと。
    - ・管理棟既設端子盤内の既設L2スイッチより本プレハブ棟端子盤間の配管配線を施工する。
    - ・無線器接続用配線(cat. 6A)を普通教室天井面に行い、無線アクセスポイントを各1か所(計4か所)設置のこと。
    - ・賃貸借建物のネットワーク機器は下記の機器を調達し、設置すること。指定型番の調達が難しく同等品を導入する場合は、予め確認・許可を受けた上で導入すること。

- ① スイッチ(8ポート、cat. 6A、無線用) >アライドテレシス社製  
AT-x230-10GPもしくは同社後継機。(全ポート1Gbps以上の性能があり、PoE, タグVLANに対応しているもの)

② スイッチングハブ(8ポート、cat. 5e、有線用) >型番指定無し。

但し、8ポート+100Mbps以上の性能のものとする。

③ 無線アクセスポイント >フルノシステムズ社製 ACERA1320

もしくは同社後継機でUNIFAS Managed Serverで管理可能なもの

◎スイッチ、無線アクセスポイントはあかし教育研修センター情報化推進担当が設定、動作確認後に設置すること

◎大型提示装置関連

普通教室に以下の機器を調達すること。

(参考品。同等品を導入する場合は、予め確認・許可を受けたうえで導入すること)

(1) 常設用プロジェクター EPSON EB-760WI (本体)

<壁付け専用取付金具、インターフェイスボックスを含む>

(インターフェイスボックス型番) ELPCB03

(2) ワイヤレスミラキャストレーバー エルモ ELMO CAST 7200

(3) マグネットスクリーン IZUMI WOL-GX72V

機器の設置条件等は以下のとおりとする。

(1) プロジェクターは教室前面の黒板に向かって左側上部の壁に設置することとし、壁付け金具を用いて、同時に調達するマグネットスクリーン上に映写できる程度の大きさで黒板に投影可能な位置に設置すること。なお、取り付け金具は専用の物を用い、構造部材にアンカーボルト等で強固に取り付けること。

(2) インターフェイスボックスは、黒板に向かって左横の壁面に取り付けること。

(3) プロジェクターとインターフェイスボックスは、USB×1、HDMI×1、RS232C×1、RCA×1、音声端子×1以上を最低限接続させること。また配線はモール等で保護すること。

(4) 必要な電源を設置し、配線はモール等を張ること。

(5) プロジェクターはすぐに使用可能となるよう調整設定を行うこと。

(6) ワイヤレスミラキャストレーバーは、プロジェクター本体に接続させること。また、落下しないよう対策をとること。

(7) ワイヤレスミラキャストレーバーの MAC アドレスのリストをデータで提出すること。

## 7) その他

○仕様書及び図面に記載無き事項は、受注確定後、明石市との協議により決定するものとする。

○埋設管の埋戻しは根切り土の良質土もしくは購入土とすること。但し、管周囲は山砂の類(購入品)とすること。

○埋設管には、地中埋設表示をすること。

○法令及び消防署の指示・指導による機器等は本業務に含む。なお、消防署等への届出等も本業務に含む。

## 2 機械設備工事

### 1) 消防設備

○法令及び消防署の指示、条件により必要な消防設備を設置する材工一切の工事。

### 2) 空調換気設備

○各普通教室4室に空調機及び換気扇を設置、配管を行う材工一切の工事。

### 3) その他

○仕様書及び図面に記載無き事項は、受注確定後、明石市との協議により決定するものとする。

○埋設管の埋戻しは根切り土の良質土もしくは購入土とすること。但し、管周囲は山砂の類(購入品)とすること。

○上下水道の申請は本業務に含むものとする。

○仕切弁、会所の設置箇所を樹脂製プレートにて表記すること。

○埋設管には、地中埋設表示をすること。

○空調室外機周囲には保安用ネット（H=1800mm程度）を設置する。また防音措置が必要な場合は防音パネル等で対応すること。

○空調機ドレンは雨水側溝または雨水管へ放流すること。

○機械設備に付随する電気配線配管工事については本業務に含むものとする。

○法令及び消防署の指示・指導による既設校舎の機器等の変更は本業務に含む。なお、消防署等への届出等も本業務に含む。